第1号様式 (第9条関係)

			作成年度	令和	5年度	次回見直し予定	令和10年度
条	例 名	神奈川県生活環境の	保全等に関	する条件	列		
条	例 番号	平成 9 年神奈川県条例第 35 号 法 規 集 第 5 編第 1 章					
所	管 室 課	環境農政局環境部環境課					
条	例の概要	工場及び事業場の設置に係る規制について、また、事業活動及び日常生活に					
	おける環境保全のための措置その他環境保全上の支障を防止						するために必要
	·						
検	視点	;	検 討	内	容		備考
	必要性	本条例は、公害の	未然防止のた	ため、エ	場及び	事業場に対し、	
	現在でも必要な条例か。	大気汚染や水質汚濁	最を引き起こ [、]	す要因	を総合的	りに規制するな	
		ど、環境保全上の支	で障を防止する	るため	に必要な	は事項を定めて	
		おり、現在でも必要	である。				
	有効性	本条例により、公害の未然防止が図られるとともに、大気					
	現行の内容で課題						
	が解決で	上で有効に機能して	「いるが、社会	除状況の	変化に	対応するため、	
	きるか。	国の動向に注意して	つも、条例の	の改正	や運用の	改善等は適宜	
		検討する必要がある。					
	効率性	本条例で、工場及び事業場に対する規制や、事業活動や日					
	現行の内 容で効率	常生活における環境	竟保全のため	うの措置	置を定め	ることによっ	
	的といえ るか。	て、生活環境保全の	ための規制	等を総合	合的に美	尾施しており、	
		効率的なものとなっているが、規制や措置の効率性は適宜検 					
		討する必要がある。					
	基本方針適合性	本条例で定める規制や責務は、「かながわグランドデザイ					
	県政の基 本的な方	ン」第3期実施計画の主要施策の一分野である「I エネル					
討	針に適合している	ギー・環境」の、中柱「生活環境の保全」の取り組みに合致					
	(b)	するものであり、県政の基本的な方針に適合している。					
	 適法性	本条例で定める規制や責務は、事業活動や日常生活におけ					
	憲法、法令	る環境保全上の支障を防止し、条例の目的を達成するために必要かつ合理的なものであり、憲法、法令に抵触しない。					
	に抵触しないか。						
	その他						
見	1 改正・廃山	L及び運用の改善等の必	要はない。			理由等	÷
直	2 改正・廃止	止の必要はない。運用の改善等を検討する。 条例の施行・運用におけ					る課題や社会状
し	3 改正を検討	接討する。運用の改善等の必要はない。 沢の変化等に対応するた					め。
結	③ 改正及び運用の改善等を検討する。						
果	5 廃止を検討	付する。					